

映画興行と映倫改組

—— 太陽族映画問題をめぐって ——

今 井 瞳 良*

は じ め に

終戦後から内務省に代わって映画の検閲を行っていた連合軍総司令部（GHQ）の勧告によって1949年6月に設立された映画倫理規程管理委員会（旧映倫）は、映画業界内の自主規制機関であったが、1956年12月に第三者機関である映倫管理委員会（新映倫）として改組され、翌1957年1月から業務を開始する。映倫改組の大きなきっかけとなったのは、1956年5月17日に公開された『太陽の季節』（古川卓巳監督、日活）を起点に、6月28日『処刑の部屋』（市川崑監督、大映）、7月12日『狂った果実』（中平康監督、日活）、8月14日『逆光線』（古川卓巳監督、日活）、9月26日『日蝕の夏』（堀川弘通監督、東宝）と立て続けに公開された「太陽族映画¹⁾」に対する批判であった。特に、『太陽の季節』、『処刑の部屋』、『狂った果実』で描かれた「性と暴力²⁾」は、青少年への影響を懸念した婦人団体やPTA、労働組合などから強い反発を招き、上映を許可した映倫への批判を巻き起こし、文部省・厚生省による映画規制の法制化に向けた動きまで出るが、映画業界や文化人などによる反対と映倫改組によって「検閲」の復活は回避された。

太陽族映画が映倫改組の原因となったことは間違いないが、映倫（以下、旧映倫を映倫と記す）が青少年対策を全く行っていなかったわけではなく、1955年5月5日に「青少年映画委員会」を設置し、青少年の鑑賞を望まない映画を「成人向」、青少年の生活向上に役立つと思われる映画を「青少年映画委員会推薦」に指定していた。しかし、太陽族映画は「成人向」指定を受けていたにもかかわらず、1956年5月26日に和歌山県児童福祉審議会が県青少年保護条例によって『太陽の季節』を18歳以下の観覧を禁止する措置を取ったことをきっかけに、各地で条例による青少年の観覧禁止が広がっていった³⁾。ここで重要なのは、「成人向」指定

*いまい つぶら 京都大学人文科学研究所 技術補佐員

が映画興行の場において徹底されていなかったということである。映倫で委員を務めた小林勝は、太陽族映画問題を次のように総括している。

太陽族映画騒動については、もちろん外部に対しては映倫が責任を負うべきである。責任を負うからこそ世論のいう通り第三者を入れて、機構を改革しようとしているのである。しかしこれを映画内部の問題として考えると、責任は必ずしも映倫だけにあるのではない。(中略) 全映画界が一様に映倫の在り方について理解が深かったら、こうした騒ぎにはならなかったであろう。騒ぎの火をつけたのはジャーナリズムだが、火をつけられる原因は、映画にあったことは否めない。⁴⁾

映倫が「成人向」指定によって青少年対策を講じていたにもかかわらず、映画業界内の連携が取れていなかったために、太陽族映画は大きな問題となっていった。

経済学者の井上雅雄は、1955年1月に厚生省の主導で協力が要請された興行時間の規制に対して、映画業界内での連携が取れていなかったために、立法による介入を招いたと指摘している。興業時間制限の行政指導に対して、製作側が興業界の賛同が必要とした一方、興行界を代表する日本興行組合連合(興連)が強固な反対の意思を示したことで映画業界として統一的な意思形成が不可能となり、厚生省は立法措置へと対応を切り替えた。1957年5月16日に成立した「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」には、興連も基本的に同意し、自主的に時間制限を実施するとの態度を示したという⁵⁾。井上は同様に太陽族映画問題でも映倫に対して製作・配給会社が協力的ではなく、業界としての連携が取れていなかったが、興行側から映倫への批判の声が上がったことを「製作会社側の対応が、一部を除き事実上映倫の改組問題に限局されて鈍いなか、厳しい世論の批判と官僚統制の蠢動に促迫された、強い危機意識のあらわれにはかならなかった⁶⁾」と評価している。ところが、興行側の「検閲」への危機意識は太陽族映画以前から強くあった。

これまで、映倫改組をめぐる動きについては、映倫あるいは製作会社を中心であり、興行側の対応が明らかにされていなかった。ところが、山本明コレクションには、興行界の会報である『大阪興行協会報』が残されており、映画規制に対して興連を中心とした興行界がどのような対応をしていたのか追うことができる。さらに、コレクションの全国の映画サークル機関紙では、観客としての太陽族映画に対する反応や地方映画館での対応なども確認することができる。そこで、本稿では山本明コレクションに残された興行に関する資料に基づいて、興連の動きから映倫改組を捉えなおす。地方の条例による介入によって直接的な影響を受けた興行界が自主規制の動きを進めていく中で、映倫は第三者機関として改組されたことで、映画業界内外での新映倫の意義が浸透していったのである。

1. 『暴力教室』の季節

戦後の社会問題としての青少年の「不良化」と犯罪の「激増」に対して、1949年に閣議決定によって「青少年審議会」が設置されると、翌年には政令に基づいて「中央青少年問題協議会」が設置され、各都道府県に展開していった。青少年に悪影響を与えるとされた「不良文化財」は各都道府県の条例によって規制され、香川県、愛知県では映画を規制対象に含む条例がいち早く制定された。1954年5月27-28日には、全国の青少年代表が出席した第2回全国青少年代表者会議で青少年に悪影響を与える「不良文化財」を取り締まる法規を要望する決議が行われ、青少年審議会の関係者が青少年に対して「この法律はあくまで諸君を保護育成する目的をもってつくられるもので、断じて諸君の自由を束縛するものではない」と立法化に前向きな発言をしたという⁷⁾。

対して、興連は6月23日の常任委員会で、「青少年の教化問題に関し、このまま推移すれば世論の赴くところにより官権の掣肘を受ける結果となるからかかる恐れのある作品についてはその製作、企画に就て慎重を期待すると共に、映倫においても審査に際し内容のみならず題名、ポスター等、広く耳目にふれるものに亘って万全の考慮を業界の発展、社会的信用の確保、検閲の自主性維持の為に要望する」旨を映倫及び製作・配給会社に伝えることを決定する⁸⁾。9月25日の常任委員会では、青少年への影響は映画業界の自粛によって対策が取られるべきであり、条例で規制させるべきものではないと決議し、映倫を通じて関係当局に申し入れた⁹⁾。興連は法制化の動き及び条例による規制を警戒し、映倫にその姿勢を示していた。

「不良文化財」規制の動きと興連の申し入れを受けて、映倫では8月13日に青少年映画委員会の前身となる「映画と青少年問題対策協議会」を設置し¹⁰⁾、製作、配給、宣伝、興連、学識経験者からなる研究会を設け、映画が青少年に及ぼす影響を検討し始めた。しかし、10月21日に香川県で『悪の愉しさ』（千葉泰樹監督）が青少年保護育成条例に基づいた有害指定を受け、18未満の観覧禁止を勧告される。続々と各地で有害な映画の観覧禁止措置が広がると、興連は再び業界での自主規制の維持を提言し、1955年1月18日の常任委員会で成人向け指定と青少年推薦制実施の支持を表明する¹¹⁾。業界内からの突き上げを受けた映倫は5月5日に青少年映画委員会を設置し、青少年対策を本格化させ、「成人向」指定からレイティングを導入する。

映倫には青少年対策だけでなく、設立以来の課題として外国映画の審査の問題があった。映倫の設立後、外国映画についてはGHQが検閲を引き継いでいたが、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効によるGHQ解体によって、日本での審査を経ることなく公開されるようになる。6月に大映社長・永田雅一が映倫の審査を受けることを勧告し、イギリス、フランス、イタリア、ソ連などの外国語映画配給業者は受け入れたが、アメリカのメジャー10社、MGM、パラマウント、ワーナー・ブラザーズ、20世紀フォックス、ユニバーサル、

RKO, コロンビア, リパブリック・ピクチャーズ, ユナイテッド・アーティスト, アライド・アーティストは映倫が映画業界の第三者機関ではないことを理由に拒否していた。そして, MGMの『暴力教室』(リチャード・ブルックス監督, 1955年)が無審査で日本公開されると, 青少年への影響が問題となり, 二つの問題系が重なっていく。

『暴力教室』は, 1955年8月26日から日本で公開された。公開直前に『朝日新聞』で「どぎつ過ぎる描写¹²⁾」と紹介され, 9月5日に映画のシーンを真似した高校生が友人をナイフで刺す事件が発生する。9月13日には文部省が各都道府県教育委員会, 知事, 附属学校を持つ国立大学長, 国立高等学校に「この映画は教育上いろいろ問題がある。青少年にみせないような措置を講ずるよう¹³⁾」通知を出し, 各地で上映期間の短縮や見合わせ, 中止の措置が取られた。また, 同日の閣議で松村謙三文部大臣は「従来, 映画は法律的にも野放しになっているが, 何らかの形でこれを規制する措置を講じたい」と法規制に前向きな意見を述べた¹⁴⁾。

『暴力教室』をめぐるのは青少年への悪影響を与えるシーンだけでなく, 興行の環境が問題とされた。ニューヨークの高校に赴任したリック・ダディエが, 同僚の女性教師が生徒に襲われているのを助けたことから嫌がらせを受けるも, 徐々に生徒からの信頼を勝ち得ていくというプロットを持つ『暴力教室』は, 教育的な価値として評価が高かった。中央青少年問題協議会の機関紙『青少年問題』では, 文部省視聴覚教育課の鹿海信也が教師や父兄には視聴を薦める一方で, 不良青年の暴力描写と女性教師への暴行事件が青少年に与える刺激を問題にするとともに, 「上映禁止になるかも知れない問題作。戦慄すべき十代の犯罪暴力に満ちた教室」といった扇情的な広告で青少年に訴えかける宣伝を批判している¹⁵⁾。『キネマ旬報』でも映画評論家の永戸俊雄が映画としては高く評価し, 「面白い映画, よく出来ている映画でも, 子供に見せたくない, 見せてはいけないというものがある。この「暴力教室」は, そういう映画の一つだ¹⁶⁾」と大人だけが鑑賞できる公開形式の必要性を指摘している。永戸も「映画館が未成年の入場を制限することはあるが, コックイ千万である。そんな制限が形式にすぎないことは, 未成年者自身が一番よく知っている。制限すると, 逆効果にもなる¹⁷⁾」と, 鹿海と同様に青少年の観覧を制限できない興行の場を問題視していた。

地方の映画サークルでは, 『暴力教室』に対して青少年への悪影響については認識を共有する一方で, 「検閲」復活への危機感が見られる。福岡県では県内での上映が始まる9月4日より前に県教育庁が小・中・高校生の観覧禁止を通達する¹⁸⁾。対して, 福岡映画協会の機関紙『福映協ニュース』では, 『暴力教室』を大きく取り上げ, 映倫の長江道太郎, 映画評論家の飯島正, 脚本家の岩佐氏寿の意見とともに, 独自に教師と学生による座談会を開催し, 「悪書追放のために頑張った日本の母親達は先生, 父兄, 子供達と手をつなぎ合って子供の美しい魂と幸福を守ろうとする運動を進めており, 現に主婦達(主婦連合会)は「暴力教室」についてアメリカ映画会社に自粛を申入れている。この点からも一度これらの作品を見直すべきではな

いだろうか。そのことが官僚の検閲制度を復活させず、日本の映画、文化を守るのではないだろうか¹⁹⁾」と「検閲」の復活を警戒している。

映画サークルでは「検閲」復活への警戒から、興行への批判ではなく、観客として取るべき行動が議論されていた。「私たちは、こういう映画を取締れと当局へ要求するのではなくて、こういう映画のボイコット運動を組織すること、真面目な人は見に行かないということを、自主的に、学生生徒の自治会や、各サークルが申合せること、労働組合や、婦人団体も呼びかけること、抗議運動を起すことです²⁰⁾」といったボイコットを推奨する意見や、「我々も亦快しとしないが、冷静に見て批判し抗議すべきは堂々と抗議すべきであろう²¹⁾」と批判的に鑑賞すべき、など観客としての様々な行動が提言された。また、盛岡映画連盟の機関紙『映画タイムス』では、18才未満入場禁止を条件に『暴力教室』の上映を行った国民劇場社長の言葉が掲載されている。

社会福祉協議会主催によります児童福祉対策懇談会におきましてこの映画の上映中止のご意向を伝えられましたが、館側といたしましては契約その他の都合にて上映中止は事実上不可能でありました。もちろん18才未満の入場拒否については契約開始当初より私どもの一貫した考え方でありました。当館の上映措置にご不満の方もいるかと思いますが、もしこの問題の映画が上映中止された場合、なんらの具体的批判もなく、県・市民の皆様の前よりこのまま消えてしまうことをおそれるからであり、また憲法の保障する“言論の自由”の一つを失ってしまうことを憂慮するからであります。(中略) 上映禁止は、言論統制、検閲制度の復活のキザシとして私どもの深くおそれるところであります。この映画に対するご批判は皆様方ご自身のお心の中にそれぞれ生れるべきと存じます²²⁾

地方では映倫に先んじて興行の場の実践として未成年の観覧禁止までも自主的に行い、「検閲」復活の動きに対抗しようとしていたことが確認できる。

岡山映画サークル協議会では、『暴力教室』と同時期に公開され、日本の描き方が「国辱的」だと問題になった20世紀フォックスの『東京暗黒街・竹の家』（サミュエル・フラー監督、1955年）と併せてアメリカのメジャー10社が映倫審査を経ていないことを問題視し、次のように提言されている。

映倫に協力しない根本の理由は、占領中の優越感がアメリカ人の間に残っているとの見方もあって、“日本映画界はまだ占領されている”というのが現状のようだ。いずれにしても映画を権力による規制から守るために、映倫は民間の良識によって運営し、興行者も責任を自覚して自主管理にふさわしい権威ある映倫とするために努力すべきだし、米画も当

然反省してこれに加わってもよいのではなからうか。要は映画を検閲から守るために、映倫の権威を世に高めるべきであろう²³⁾

『暴力教室』が審査を受けていないことに「占領」を見るのは、「暴力教室」の投じた波紋は単に、この映画の可否の論議に止まるべきでなく、むしろ、例えば米国映画が日本の倫理規程に関係なく上映されているような、植民地的弱体状況の反省——映画倫理管理の確立や、青少年に対する生活環境の健全化という問題にこそ向けられるべきであろう²⁴⁾」と述べる鹿海にも共通する視点であった。『暴力教室』をめぐるのは、青少年への影響とアメリカ映画の審査拒否の問題については認識を共有しながらも、官僚や映画評論家が興行のあり方を問題視する一方で、映画サークルでは「検閲」の忌避から観客としてのあるべき姿を模索し、興行の場を守ろうとしていた。

対して、映倫は9月6日に青少年映画委員会を開き、『暴力教室』に否定的な見解を示すとともに、外国映画の全面的な審査の必要性を決議する²⁵⁾。『暴力教室』の問題も一因となり、政府は映画行政の一元化を図るため、9月30日に内閣の諮問機関として映画審議会の設置が閣議決定され、10月14日に発足する²⁶⁾。上映時間の全国統一化、映画館の整備、上映映画の審査、映画と青少年問題等11項目の協議を決定していたが²⁷⁾、発足から半年が過ぎた1956年3月23日第24回国会衆議院文教委員で文部事務官の内藤譽三郎は、次のように述べている。

映画審議会は昨年の十月十四日に発足いたしました。その構成は大体映画業者が十四名おります。これは製作者、興業者等を含めてであります。一般の学識経験者がほぼ同数でございます。毎週一回ずつ開いております。すでに十八回ほど回を重ねておりますが、この中で問題になりました点は、映画行政が、輸入の関係では大蔵省、環境衛生の面では厚生省、映画の審査の関係では文部省、割当の面で通産省関係もでございます。(中略)この不良文化財、不良映画の排除というような問題には、映画審議会は入っていないようでございます。ただこの点につきましても、文部省といたしましては、映画の選定委員会を設けまして、いい映画を広く普及するように、教育映画及び劇映画を通じて、できるだけいい映画を推薦して参る。そしてこれを速報で都道府県にも流し、また文部広報等で、各学校にも流しまして、いい映画を見るようにいたしまして、不良な映画を見ないように指導しております²⁸⁾

政府の議論は「不良映画」の排除へと展開せず、外国映画の審査について映倫に善処を申し入れてはいるが²⁹⁾、上映については都道府県ごとに対処された。しかし、太陽族映画のブームによって事態は急変する。

2. 太陽族映画の季節

太陽族映画は、『太陽の季節』、『処刑の部屋』、『狂った果実』の3作品によって大きな問題となり、8月17日には日活社長・堀久作が太陽族映画の製作中止を明言するに至った³⁰⁾。まず確認しておきたいのは、上記3作品がすべて映倫によって「成人向」指定を受けていたということである。映倫の審査は、脚本審査と完成映画審査の二段階のほか、題名や歌曲の歌詞、スチール写真、宣伝文も対象となった。審査記録によると、『太陽の季節』は脚本審査で愛欲描写と一人の女性に対する兄弟の性関係を扱っていることに注意を促し³¹⁾、映画審査では「本篇に取扱われている所謂戦後派青少年の生態には聊か早熟にすぎるものがあると考えられるので、一般青少年への影響を考慮し成人向映画と判定する³²⁾」と「成人向」指定を受けている。『処刑の部屋』は宣伝広告も問題となり、「処女を奪われた女子大生の手に閃めくジャック・ナイフ！」及び「睡眠薬をのませて女子大生の処女を奪う大学生！」という二つの宣伝文案には映倫が使用中止を希望し、製作会社の大映は受け入れた³³⁾。映画審査では、「この映画に扱われている一部戦後派学生の性風俗、暴力描写中には青少年に対する影響を考慮しなければならない面も含まれているように思われますので、本作品は成人向とすることが適当なるものと考えます³⁴⁾」と「成人向」指定を受けた。『狂った果実』は、脚本審査で露骨なセリフと性表現の演出に注意が促され³⁵⁾、映画審査は「現代社会に反撥し、衝動的に行動する一部の青年男女を描いた本作品の性質上、青少年に刺戟的であると考えられ、「成人向」指定にすることの諒解を製作社側からとり、審査を終了した³⁶⁾」。「成人向」は保護者同伴ならば未成年でも鑑賞可という規定ではあったが、『太陽の季節』、『処刑の部屋』、『狂った果実』はすべて「成人向」指定を受けていたにもかかわらず、青少年への悪影響として製作会社と上映を許可した映倫へと批判が向けられたのである。

映倫によるレイティングの導入を受けて興連は、1955年5月23日の常任委員会で、「今週の映画は成人向けでございますから、十八歳未満の方は御観覧をご遠慮下さい。ただし保護者御同伴の方は差支えございません」という看板を劇場で掲示することを決定する³⁷⁾。しかし、当時の「成人向」は「この映画は成人向」という看板を劇場の入口前に出すことでしかない³⁸⁾と認識されており、効果は期待されていなかったと考えられる。実際に『処刑の部屋』公開時には、『週刊新潮』が「未成年の見た『処刑の部屋』」と題した記事で、大学生・高校生500人のアンケートを行い、映画を見た未成年の反応を紹介している³⁹⁾。興行館において、映倫が選定した「成人向」は意味をなしていなかった。

「成人向」が機能していなかったのは、興行において「成人向」と「青少年映画委員会推薦」が併映されていた事実からも確認できる。1956年2月27日の第5回全国青少年問題協議会では、興連に対して「現在の配給方法では二本建上映せざるを得ない結果となるので、青少年向

映画と非青少年向映画とを同時に上映しないよう、配給方法および上映方法を是正すること⁴⁰⁾と要請していた。しかし、日活は封切館で『太陽の季節』と「推薦」を受けていた『姉さんのお嫁入り』（斎藤武市監督）を2本立てで配給・興行を行っている⁴¹⁾。地方では、『大阪興行協会報』で「不良映画」の観覧禁止を含んだ条例を制定していた和歌山県で「入場者の年齢判定、又これと併映する推薦映画を観る観容などから難を示し、結果効果は上っていない⁴²⁾」と、「成人向」と「推薦」が併映されることで条例が空文化していると指摘されるなど、興連が映倫に「成人向」を提言したにもかかわらず、興行の場において「成人向」は徹底されていなかった。この点について、9月11日の衆議院法務委員会閉会審査小委員会に参考人として呼ばれた映倫事務局長の池田義信は、次のように弁解している。

太陽族と申します一連の映画は、当然青少年の通覧は望みたくない映画としてわれわれはこれをはっきり公示したのであります。また映画館の中におきましても、これを大きく取り上げて、そうして表示されているのでありますが、たまたまそれが十八才以下の子供たちが見ているではないかという現状、それから映画館が断らないではないかという現状、こういう現状によって大きく問題が展開され、むしろ青少年問題対策よりも映画倫理対策というような方へ大きく波が押し寄せて参ったのであります⁴³⁾

太陽族映画問題の根幹には、「成人向」が機能しておらず、製作・配給会社、興行館、映倫の連携が取れていない映画業界の問題があったと言える。

太陽族映画をめぐるのは、映画サークルからも製作会社と映倫への批判の声があがった。大きな動きとして、1956年8月18日に東京映画愛好会連合（以下、映愛連）が「太陽映画問題に対する声明」を発表する。映愛連は、都内映画サークルの統一を目的に、1954年1月東京映画サークル協議会、官公庁映画サークル協議会、葛飾映画サークル協議会の連絡機関として結成され、1956年3月には11団体を傘下に収め、会員数は49,500名を数えていたという⁴⁴⁾。各地域から選出された役員で構成された幹事会による声明では、次のように述べている。

文部省、公安委員会等の当局者が文部省における映画審議会の復活、映画法の制定、警察を含んだ地方映倫の設置等々の発言を行い、事態は一太陽映画の問題に止まらず映画の製作・公開全般に及ぶ様相を示して来ました。（中略）私達は見たい映画を自由に見、みんなで話し合うことが健全な批判力を養うことになると思います。（中略）所謂太陽映画問題もこのような観客の健全な批判力を高めることによってのみ解決されるべきであり、政府や警察に良い映画を選んでもらうことでは解決されるものではないと確信しています。私達は太陽映画に限らず青少年に悪い影響を及ぼすような作品をあえて製作する製作会社

に反省を求め、又それを許した映倫の機構についても、従来とり上げられなかった観客の声を反映し得るように改善しなければならないと思います⁴⁵⁾

9月25日発行の機関紙『東京映愛連』では、国民文化会議から同様趣旨の声明が発せられ、婦人団体などによる太陽族映画への批判が規制から「太陽族映画には反対、しかし検閲には反対」へと変わり、法制化の動きが収まったと評価している⁴⁶⁾。ところが、10月に文部省が「非青年映画観覧制限法案要項」を内定し、次の通常国会に提案する意向を示すと⁴⁷⁾、映画業界だけでなくジャーナリズム、文化人からも「検閲」復活への反対の声があがり、映倫改組の動きが加速していった。

3. 新映倫と興行界

映画業界内では、『太陽の季節』が問題になった直後から映倫改組に向けての動きが活発になっている。1956年6月29日の日本映画連合会理事会で城戸四郎が映倫改革について言及し、7月11日の邦画五社長会にて改組が決定され、8月17日には草案が答申された⁴⁸⁾。背景には青少年問題だけでなく、『暴力教室』及び『東京暗黒街』をきっかけに注目を集めたアメリカメジャー10社の審査拒否もあった。5月25日に米国映画輸出協会（MPEA）から「アメリカ映画は映倫や映画事業に直接関係のない社会的に信用のある人により、日本を侮辱していないか、また日本と諸外国との関係に悪影響を与えないか、という点を審査され、日本での上映拒否、カットなどの判定が下されることに同意するが、これ以外の理由による上映拒否、カットなどには同意しない⁴⁹⁾」という条件付きで、通常の映倫審査ではなく、青少年映画委員会の審査を受け入れる旨が映倫に伝えられる。その後、映倫改組の動きに対して、MPEAは賛同を示し、第三者機関となったことから新映倫の事業開始とともにすべての外国映画が審査を受けることとなった。

映画研究者の中村秀之は、ポスト占領期における占領改革の実質的なキャンセルの例として映倫の改組をあげ、「業界自身が自主規制によって商品の品質を保証するという改革理念の放棄を意味した⁵⁰⁾」としているが、井上が指摘するように映倫の改組が太陽族映画だけでなく、アメリカのメジャー10社の審査のためにも要請されたという事実は重要である⁵¹⁾。なぜなら、上述したようにメジャー10社の審査拒否は「占領」の名残とみなされており、新映倫によってすべての外国映画の審査が可能になったのは、映画における「占領」からの独立を意味していた。加えて、新映倫が第三者機関となったことは、映画業界への協力を求めるとともに、業界外へと自主規制をアピールするうえで重要な意味を持っていく。

「非青年映画観覧制限法案要項」に責任が明記されていたのは、興行主であった。8月14日に

閣議で太陽族映画が議題に上がり、文部省は映画への直接的な検閲を避けるため、上映業者に罰則を求めるのが最も効果的であるとの意向を示した⁵²⁾。10月に内定した「非青年映画観覧制限法案要項」では、新たに文部省所管の「映画審議会」を設置し、「不良映画」の指定を行うとともに、18歳未満の青少年の観覧を許した業者に罰則規定があった。さらに、青少年の観覧を調査するために、教育委員や児童福祉司による映画館への立入調査も検討していた。この法案は、興行館への介入であり、興行界にとっての死活問題であったが、青少年の観覧禁止を徹底することで、対抗できることも明白であった。

11月15日に新映倫の設立が発表されると⁵³⁾、11月28日に興連の常任委員会で、①新映倫のマークのない映画は上映しない、②成人向映画については18歳未満の青少年の入場制限を徹底化する、③「成人向」の案内看板から「保護者同伴の場合には入場可」の一文を消して未成年者入場お断りのみの表記にする、の3点を決議する⁵⁴⁾。興連は映倫改組を歓迎するとともに、先んじて青少年の観覧禁止の徹底に乗り出した。また、新映倫発足後の『大阪興行協会報』では「推薦」と「成人向」の紹介欄に、「会員各位におかれても、指定映画上映の際は何卒ご協力願いたい⁵⁵⁾」と興行界内で率先して協力要請の旨が記載されるようになる。法制化の動きに対抗すべく、興行界は進んで自主規制を実践していった。

新映倫として最初の『映倫管理委員会報告』には、冒頭に管理委員長・高橋誠一郎による新映倫の事業開始報告とともに、青少年問題への対応が明記されている。

我々に附託され、負荷せられて居ります使命は「映画の表現の自由」「上映の自由」を護る事にありますが、国民大衆に最も結び付いて直接的な影響力のある娯楽、芸術としての映画は親しく生活の中に入り込み密接に影響を与えるものである事を認識しております故に、本来一般大衆を対象とするものの中にも一部には心身共に未成熟な青少年観客にとって誤った印象を与える様な恐れのあるものを「成人向指定」に、更に積極的な面に於いては青少年観客に観覧を奨め度い作品を「推薦」に選定する等の青少年対策をも重要な課題として居るのであります。この様な事業の運営による目的の達成には、映画製作、配給、輸入に当る当事者の熱意ある御協力に倚らなくては何等の成果をも期待し得ないものであります。⁵⁶⁾

新映倫は映画の自由と青少年対策の両立を使命として掲げ、映画業界に協力を求めた。事業開始とともに「青少年映画審議会」を設置し、「成人向」と「推薦」は、各地区興行組合を通じて報告され、各映画館で表示の徹底を依頼するとともに、政府、関係団体、報道機関などへも周知を行うこととなった⁵⁷⁾。また、高橋は委員長就任とともに、文部省に対して「世論の反響、又新映倫による完全なる自主規制⁵⁸⁾」を説明し、法案は引き下げられた。

1957年11月に新映倫は「成人向」と「推薦」について、報道関係、各中央・地方関係機関・団体、社会教育・浄化団体、映画関係団体などにアンケート調査を行い、『青少年問題』1958年6月号に集計結果が掲載されている⁵⁹⁾。山本明コレクションには「全大阪映画サークル協議会会長」宛に送られたアンケートが残されており、現物を確認できる⁶⁰⁾。青少年映画審議会では1957年5月に青少年対策特別研究会が組織され、「成人向」・「推薦」の呼称や周知方法などを検討している。8月には「推薦」を「推選」、「成人向」を「成人」と改称することを決定し、1958年1月から適応された⁶¹⁾。「成人向」の改称決定から適応開始までの間に行われたアンケートでは、指定を受けた作品への疑問や成人同伴なら観覧可である現状、「成人向」の呼称などについて調査し、「成人向」が成人に推薦している印象を受けるといった意見が寄せられている⁶²⁾。また、アンケートに同封された「映倫管理委員会——その青少年対策——」では、映画業界内外に「成人向」映画の対応をあらためて通告し、次のように述べている。

成人向映画の上映に当っては興行館に於ては、「成人向」である旨を表示し、また新聞広告等には、その旨を明示することなど各分野に於て自主的な協力がされて居ります。これは勿論法規等によって推進されるべきものではなく、業界各分野の青少年への愛情と自覚、これに加うるに社会一般の理解と協力を期待する主旨のものであります⁶³⁾

新映倫は第三者機関として映画業界に青少年対策の協力を要請するとともに、政府や報道機関などに業界の自主規制を繰り返してアピールし、社会的な役割を果たしていった⁶⁴⁾。興行界において自主規制の意識が高まることによって、新映倫の存在意義が浸透していったのである。

おわりに

本稿では、山本明コレクションの興行に関する資料に基づいて、映画と青少年の問題に対する興行界の動きを明らかにしてきた。太陽族映画は映倫による「成人向」指定を受けていたにもかかわらず、青少年への影響が問題視された。映倫の青少年対策として導入された「成人向」は、興行の場において徹底されておらず、「成人向」と「青少年映画委員会推薦」が併映されることもあり、太陽族映画をめぐる青少年の問題には製作・配給会社、興行館、映倫の連携が取れていない映画業界の問題があった。太陽族映画への批判によって活発化してきた映画規制の動きに対して行政の介入を直接受ける可能性のあった興行界は、映倫改組を歓迎するとともに、先んじて青少年の観覧禁止の徹底に乗り出す。行政による直接的な介入を受ける可能性のあった興行界は、映画規制に敏感であった。1950年代には大手映画会社のブロックブッキングによって興行の支配は強化されたが⁶⁵⁾、映画と青少年問題では興行の場である劇場にお

いてこそ「検閲」の恐れが実感されていたのである。

註

- 1) この5作のうち、『逆光線』以外は石原慎太郎原作である。当時は「太陽映画」とも呼ばれていたが、本稿は引用を除き「太陽族映画」で統一した。
- 2) 大島渚は、世論の非難を浴びた太陽族映画の性と暴力が『暴力教室』から連なる不良少年の変型に過ぎず、思想は無かったと述べている。大島渚『体験的戦後映像論』朝日新聞社、1975年、175-183頁。
- 3) 『映画年鑑』1957年版、時事通信社、1957年、170頁。
- 4) 小林勝『禁じられたフィルム 映倫日記』春陽堂、1956年、164-165頁。
- 5) 井上雅雄「ポスト占領期における映画産業と大映の企業経営（中）」、『立教経済学研究』第69巻第3号、2016年、135-139頁。井上は東京興行環境衛生同業組合が1958年7月1日時点で行った調査から、「環衛法」成立後に上映時間はむしろ伸びていたと指摘している。
- 6) 同上、150頁。
- 7) 『映画年鑑』1955年版、時事通信社、1954年、43頁。
- 8) 『大阪興行協会報』第31号、大阪興行協会、1954年10月9日、3頁、山本明コレクション：213-01-1165。
- 9) 同上、1頁。
- 10) 『映倫50年のあゆみ』映倫管理委員会、2006年、52-53頁。
- 11) 『映画年鑑』1956年版、時事通信社、1956年、313-314頁。
- 12) 『朝日新聞』1955年8月24日付夕刊第2面。
- 13) 『朝日新聞』1955年9月13日付夕刊第2面。
- 14) 『映画年鑑』1956年版、411頁。
- 15) 鹿海信也「『暴力教室』について」、『青少年問題』第2巻第10号、1955年10月号、56-57頁。鹿海の肩書が「文部省視聴覚教育課」となっているが、誤植だと思われる。文部省視聴覚教育課は1952年に設置されている。
- 16) 永戸俊雄「暴力教室」、『キネマ旬報』1955年9月上旬号、35頁。
- 17) 同上、36頁。
- 18) 『映画年鑑』1956年版、411頁。
- 19) 『福映協ニュース』第38号、福岡映画協会、1955年9月25日、1頁、山本明コレクション213-01-0766。
- 20) 『映画タイムス』第57号、京都映画サークル協議会、1955年10月1日、4頁、山本明コレクション213-01-0208。
- 21) 『映画サークル』第120号、鹿児島映画サークル協議会、1955年12月1日、3頁、山本明コレクション213-01-0747。
- 22) 『映画タイムス』第38号、盛岡映画連盟、1955年11月1日、3頁、山本明コレクション213-01-0734。盛岡映画連盟では上映の是非について、市内の有識者、教育関係者、青年婦人層、映画ファンなど150名にアンケート調査を行い、83名の回答を得て、「条件付上映賛成」が42%、「上映反対」が33%、「上映賛成」が32%であったという、同2頁、

映画興行と映倫改組（今井）

- 23) 『岡山映画の友』第59号, 岡山映画サークル協議会, 1955年9月15日, 1頁, 山本明コレクション 213-01-0558。
- 24) 鹿海「『暴力教室』について」, 57頁。
- 25) 『映画年鑑』1956年版, 412頁。
- 26) 『読売新聞』1955年9月23日付夕刊第5面。井上は、映画審議会の設立が映画業界の意向の反映でもあったことから、「これまで戦前の国家統制を批判してきた業界の大きな方針転換を意味する」と指摘している。井上雅雄「ポスト占領期における映画産業と大映の企業経営（上）」、『立教経済学研究』第69巻第1号, 2015年, 59-60頁。
- 27) 『読売新聞』1955年10月22日付第7面。
- 28) 第24回国会衆議院文教委員（第19号）, 1956年3月23日,
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=102405077X01919560323&spkNum=88&single>（最終アクセス：2020年11月28日）。映画審議会の活動については、『映画年鑑』1957年版, 105-117頁に詳しい。
- 29) 第24回国会衆議院外務委員会（第10号）, 1956年2月22日,
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=102403968X01019560222&spkNum=34&single>（最終アクセス：2020年11月28日）。
- 30) そのため、10月1日公開の日活製作『夏の嵐』（中平康監督）は明らかに太陽族映画として企画されたものであったが、宣伝では「監督は『狂った果実』でこの種の映画に手を染めた中平康」と紹介されている。
- 31) 『映画倫理規程審査記録』1956年4月1日～30日, 第82号, 1956年, 10-11頁。
- 32) 『映画倫理規程審査記録』1956年5月1日～31日, 第83号, 1956年, 37頁。
- 33) 『映画倫理規程審査記録』1956年6月1日～30日, 第84号, 1956年, 35頁。
- 34) 同上, 37頁。
- 35) 同上, 11頁。
- 36) 『映画倫理規程審査記録』1956年7月1日～31日, 第85号, 1956年, 10-11頁。
- 37) 『映画年鑑』1957年版, 120頁。
- 39) 林六郎「映画『暴力教室』の波紋」, 『教育』1955年11月特大号, 73頁。
- 40) 『映画年鑑』1957年版, 292-293頁。
- 41) 『映画年鑑』によると、浅草日活で『太陽の季節』と『姉さんのお嫁入り』が二本立てで上映され、35,083人の動員と3,515,052円の興行収入をあげている。『映画年鑑』1957年版, 95頁。1956年5月29日には、『太陽の季節』をめぐる神奈川県児童福祉審議会が映倫に対して、「成人向」指定を受けていることから有害興行の指定は行わないが、「成人向」が映画館で徹底されることと、審議会でも推薦していた『姉さんのお嫁入り』との同時上映を避けるよう要望している。『映画倫理規程審査記録』1956年5月1日～31日, 3-4頁。
- 42) 『大阪興行協会報』第47号, 1957年1月20日, 3頁, 山本明コレクション 213-01-1167。
- 43) 第24回国会衆議院法務委員会閉会審査小委員会（第3号）, 1956年9月11日,
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=102405247X00319560911&spkNum=43&single>（最終アクセス：2020年11月28日）。
- 44) 「飛躍する映画サークル運動」, 『キネマ旬報』1956年6月下旬号, 106-107頁。
- 45) 「太陽映画問題に対する声明」, 東京映画会愛好会連合幹事会, 1956年8月18日, 山本明コレクション 213-01-1354。

- 46) 『東京映愛連』第4号, 東京映画愛好会連合, 1956年9月25日, 1頁, 山本明コレクション 213-01-1335。
- 47) 『読売新聞』1956年10月9日付第1面。
- 48) 井上, 前掲論文(2016年), 153-154頁, 『映倫50年史』, 60頁。
- 49) 『朝日新聞』1956年5月26日付第7面。『映画年鑑』1957年版によると, 5月23日のニューヨーク発電報によって伝えられた, 388頁。
- 50) 中村秀之『敗者の身振り ポスト占領期の日本映画』岩波書店, 2014年, 42頁。
- 51) 井上, 前掲論文(2016年), 155頁。
- 52) 『読売新聞』1956年8月14日付夕刊第5面。
- 53) 『映倫50年のあゆみ』, 60頁。
- 54) 『大阪興行協会報』第46号, 1956年12月15日, 4頁, 山本明コレクション 213-01-1166。
- 55) 『大阪興行協会報』第48号, 1957年2月20日, 14頁, 山本明コレクション 213-01-1168。
- 56) 『映倫管理委員会報告』昭和32年上半期, 1957年, 1-2頁。
- 57) 通報先として, 衆参両院, 内閣審議室, 文部省, 厚生省, 警視庁等, 中央関係機関の所管各方面, 中央及び各都道府県児童福祉審議会, 青少年問題協議会, 教育委員会, 青少年児童関係教育関係, 社会福祉関係並びに婦人団体, 文化団体, 全国紙, 地方紙等新聞雑誌関係, NHK, 民間放送各社等があげられている。同上, 22-23頁。
- 58) 『大阪興行協会報』第46号, 7頁。
- 59) 「映倫活動に対する世論は?」, 『青少年問題』1958年6月号, 56-60頁。
- 60) 「調査票(A)」, 「調査票(B)」映倫管理委員会事務局, 山本明コレクション 219-01-0122。
- 61) 『映倫50年のあゆみ』, 65-66頁。
- 62) 「映倫活動に対する世論は?」, 57頁。
- 63) 「映倫管理委員会 —— その青少年対策 ——」, 山本明コレクション 219-01-0122。
- 64) その後も新映倫は, ラジオ・テレビ番組考査関係者や日本映画記者会, 地方紙映画記者会, 放送関係, 警察関係, 中央青少年問題関係, 地方の青少年保護条例関係者, 東京税関, 外務省文化局, 文部省社会教育局, 芸術振興会議員など様々な団体・組織と会議や懇談会を開いた, 阪田英一『栄冠なし涙あり』自費出版, 1974年, 22-26頁。
- 65) 加藤厚子「映画会社の市場認識と観客 —— 一九三〇〜一九六〇年代を中心に」藤本秀朗編『観客へのアプローチ』森話社, 2011年, 87-110頁, 北浦寛之『テレビ成長期の日本映画 —— メディア間交渉のなかのドラマ』名古屋大学出版会, 2018年, 1-3頁, 参照。

要 旨

本稿は山本明コレクションの興行に関わる資料によって、映倫改組をめぐる興行界の動きを明らかにすることを目的としている。1956年に立て続けに公開された「太陽族映画」によって映画規制の動きが活性化するが、映倫が第三者機関として再編されたことによって、「検閲」の復活は回避された。太陽族映画は映倫による「成人向」指定を受けていたにもかかわらず、青少年への影響が問題視された。保護者同伴ならば未成年でも鑑賞可という規定であった「成人向」は、興行の場において徹底されておらず、「成人向」と「青少年映画委員会推薦」が併映されることもあり、太陽族映画をめぐる問題の根幹には、製作・配給会社、興行館、映倫の連携が取れていない映画業界の問題があった。映画規制の動きに対して、行政の介入を直接受ける可能性のあった興行界は、青少年の観覧禁止の徹底に乗り出す。一方、第三者機関として再編された新映倫は、映画業界に青少年対策の協力を要請するとともに、政府や報道機関などに業界の自主規制を繰り返しアピールし、社会的な役割を果たしていった。興行界において自主規制の意識が高まることによって、新映倫の存在意義が浸透していったのである。

キーワード：映倫、太陽族映画、映画興行、映画と青少年問題、興連

Summary

Through the examination of the film exhibition sector documents contained in the Yamamoto Akira Collection, this paper aims to clarify the dynamics of the reorganization of the Eirin. While the release of films of the “taiyozoku” genre in 1956 served to revitalize the movement for film regulation, the reorganization of Eirin as a third-party institution meant that censorship was successfully averted. Despite its films being designated as “for adults” by the Eirin, the “taiyozoku” genre became an issue for youth, to a lack of cooperation between production and distribution companies, theatres, and the Eirin itself. The impact that this genre had on young people was considered problematic. Following its reorganization, as a third-party institution, the Eirin played a social role and repeatedly appealed to both the government and the press for greater self-regulation within the film industry. The Eirin also asked that the film industry abide more closely with measures concerning youth audience. In that regard, the significance of the Eirin was widespread due to the growing awareness of the need for self-regulation in the film exhibition sector.

Keywords: Eirin, the taiyozoku genre, film exhibition, film and youth issues, Japan Film Exhibition Union